

社会福祉法人福医会

職員互助会 会則

第1条 (名 称)

本会は 社会福祉法人福医会 職員互助会 (以下、単に「本会」という) と称し、社会福祉法人福医会 (以下、「当法人」という) に勤務する正規職員をもって運営する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は、長崎県西海市大島町 1876-59 西海医療福祉センターに置く。

第3条 (目 的)

本会は、当法人に従事する職員の福利厚生の実を目的とする。

第4条 (会 員)

本会員は当法人に勤務する正規職員とする。

- ・役職者および専門職の嘱託年棒職員を含む
- ・入職者は試用期間終了後本採用日を加入日とする。

第5条 (事 業)

本会は、その目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 懇親会を設立記念日前後に年1回実施。
- (2) 慶弔見舞の実施及び慶弔金の贈呈。

第6条 (運営委員)

本会の運営のために、次の運営委員を置く。

- (1) 管理職 1名 役職者 1名
- (2) 会 計 2名
- (3) 一般職員 2名

以上を最低運営人数とし、選任は各事業部より満遍なく行う事とする。

第7条 (選 出)

- (1) 第6条の運営委員は管理職相互、役職者相互、一般職員相互でそれぞれ選抜される。
- (2) 会計1名は、原則として総務課職員から任命する。

第8条 (任 期)

- (1) 役員の任期は2年とする。
- (2) 隔年3月に改選する。但し再選を妨げない。

第9条 (業 務)

- (1) 運営委員会は第6条の委員によって構成され、原則として管理職を委員長とする。
- (2) 役職者は、委員長を補佐し委員長に止むを得ざる事由があり、業務を遂行し得ないときはこれを代行する。また、本会の運営資金を担当する総責任者とする。
- (3) 本会の決定は多数決によるものとする。
- (4) 運営会議を毎月1回、総会は年1回3月に定期開催する。ただし委員長の権限において臨

時総会を招集することができる。

- (5) 運営委員の3分の2以上の出席を持って運営委員会を成立とし、決議は出席者の過半数により決定する。可否同数のときは委員長の決するところによる。

第10条 (運営資金)

- (1) 本会の運営資金は、会員から徴収する月会費を充当する。

第11条 (会計)

- (1) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとし、決算報告を毎年4月に掲示にて会員に報告する。

第12条 (本会が主催する行事の費用関係)

- (1) 会員は、原則無料。
- (2) 会員以外が、行事に参加する場合は、該当金額をその都度徴収するものとする。

第13条 (月会費)

- (1) 月会費は、500円とする。
- (2) 会費は、労使協定の定める通りとし毎月の給料より差し引かれるものとする。
- (3) 会費は、出納簿により明確にする。
- (4) 退職時の会費の返金を行わない。
- (5) 会費の口座は、親和銀行 大崎支店の預金口座とする。

第14条 (慶弔見舞金)

会から支出する慶弔・見舞金は別表Ⅰの基準によるものとする。
運営会議にて申請の承認を行い、可決対象者には原則翌月支給とする。

第15条 (会則の改訂)

職員互助会会則の改訂については、委員長の判断により必要に応じて総会を開き出席者の過半数により決議する。

附則 この会則は平成29年4月1日から実施する。

慶弔見舞金 基準

①祝時の部	・結婚祝い金	5,000 円	
	・出産祝い金	5,000 円	(第 2 子まで)
	* 在職 1 年以上を対象とする。		
②弔事の部	・香典 職員本人	10,000 円	
	1 親等	5,000 円	
	2 親等	3,000 円	
	・供花 職員本人	10,000 円	
③見舞金	・入院見舞金	5,000 円	(1 週間以上の入院時)
④懇親会	運営委員会で判断		
⑤退職慰労金	加入期間	1 年以上 3 年未満	5,000 円
		3 年以上 5 年未満	10,000 円
		5 年以上	15,000 円
⑥その他	必要に応じて運営委員会が判断し、支給する。		